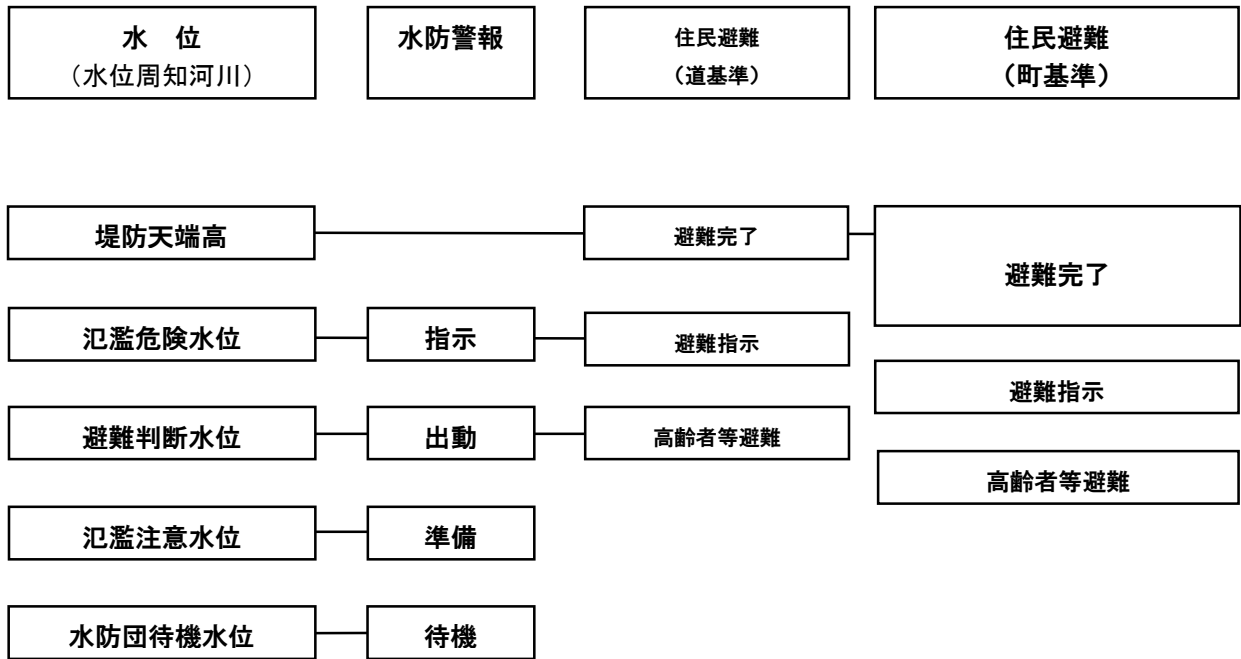


避難情報発令の判断基準

1 避難情報発令を判断する気象等情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨注意報	気象庁	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表	≪北海道防災情報システム≫ http://www.bousai-hokkaido.jp/ ≪気象庁ホームページ≫ http://www.jma.go.jp/jma/ ≪防災情報提供システム≫ https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID・パスワード必要)
大雨警報(浸水害)	気象庁	大雨によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。大雨による浸水について警戒を呼びかけるものであり、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の参考とする。	
大雨特別警報(浸水害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨警報(浸水害)の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。大雨特別警報(浸水害)が発表された場合、既に避難勧告が発令済みであること、或いは、避難勧告は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、改めて呼びかけを行い、周知を図る。避難勧告の判断に際し、大雨特別警報(浸水害)の発表を待つべきではない。	
洪水注意報	気象庁	洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
洪水警報	気象庁	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して概ね市町村単位で発表される。洪水予報河川・水位周知河川以外の河川周辺住宅等に対する避難の呼びかけ等の参考とする。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
水位到達情報(水位周知河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川(朱太川及び黒松内川)において、所定の水位に到達した場合、水位到達情報(氾濫危険情報等)が発表される。	≪北海道防災情報システム≫ ≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫ ≪川の防災情報≫ http://www.river.go.jp/ ≪市町村向け川の防災情報≫ http://city.river.go.jp/title_city.html (ID・パスワード必要)
流域雨量指数の予測値	気象庁	河川の上流域に降った雨により下流地域の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標	≪防災情報提供システム≫
大雨警報(浸水害)・洪水警報の危険度分布	気象庁	大雨警報(浸水害)・洪水警報を補足する情報	≪防災情報提供システム≫
降水短時間予報	気象庁	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台から適時発表される。	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫
顕著な大雨に関する情報	気象庁	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報	≪気象庁ホームページ≫ ≪防災情報提供システム≫

2 河川の水位と住民がとるべき対応（避難行動）



○情報の名称等

■水 位

- ① 氾濫注意水位 水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。
- ② 避難判断水位 氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。
- ③ 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。

3 避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

避難情報区分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
警戒レベル 3 高齢者等避難	<p>災害対策基本法第56条</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知または警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長から警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 <p>※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p>
警戒レベル 4 避難指示	<p>災害対策基本法第60条</p> <p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長から警戒レベル4 避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル 5 緊急安全確保	<p>災害対策基本法第60条</p> <p>3 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長から警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。 ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

4 避難情報発令の判断基準

水位観測所は「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(避難情報発令の判断基準) ≪水位周知河川：朱太川（緑橋）≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (洪水浸水想定区 域図を基本とする)
警戒レベル3 高齢者等避難	1 朱太川の緑橋水位観測所の水位が避難判断水位である23.26mに到達した場合 2 朱太川の緑橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である22.89mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 ①朱太川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準に到達する場合 ②朱太川上流で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において12時間累加雨量が80mm以上、または記録的短時間大雨情報（時間雨量80mm以上）発表） 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	●1、2、3、4、5、6、北7区、南7区、8区及び9区 ●10区の一部、13区 ●14区の一部 ●熱郞、熱郞公住 ●西熱郞 ●白炭 ●上・下中ノ川、目名、五十嵐
警戒レベル4 避難指示	1 朱太川の緑橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である23.86mに到達した場合 2 朱太川の緑橋水位観測所の水位が避難判断水位である23.26mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 ①朱太川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準を大きく超過する場合 ②朱太川上流で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において24時間累加雨量が140mm以上、または記録的短時間大雨情報（時間雨量80mm以上）発表） 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 朱太川の緑橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である23.86mを越え、堤防天端高である25.20mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	

○ 避難情報の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

○ 洪水警報発令等発令基準となる流域雨量指数一覧

	朱太川流域	熱郞川流域	黒松内川流域
洪水警報発令	32.4	14.1	14.2
洪水注意報発令	25.9	11.2	11.3

(避難情報発令の判断基準) 《水位周知河川：朱太川(実橋)》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (洪水浸水想定区 域図を基本とする)
警戒レベル3 高齢者等避難	1 朱太川の実橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.34mに到達した場合 2 朱太川の実橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である3.85mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 ①朱太川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準に到達する場合 ②朱太川上流及び支流(※)で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合 (実況雨量や予測雨量において12時間累加雨量が80mm以上、または記録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	●北作開の一部 ●中作開の一部 ●南作開
警戒レベル4 避難指示	1 朱太川の実橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.68mに到達した場合 2 朱太川の実橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.34mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 ①朱太川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準を大きく超過する場合 ②朱太川上流及び支流(※)で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合 (実況雨量や予測雨量において24時間累加雨量が140mm以上、または記録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 朱太川の実橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.68mを越え、堤防天端高である6.00mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)	

○ 避難情報の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

特に河口近傍である作開地区は、朱太川上流域の降雨量・水位の他、危機管理型水位計を設置した市街地北部の支流(※)の水位上昇の状況も加味する。

○ 洪水警報発令等発令基準となる流域雨量指数一覧

	朱太川流域	熱那川流域	黒松内川流域
洪水警報発令	32.4	14.1	14.2
洪水注意報発令	25.9	11.2	11.3

(避難情報発令の判断基準) <<水位周知河川：黒松内川(旭野橋)>>

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (洪水浸水想定区域図を基本とする)
警戒レベル3 高齢者等避難	1 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が避難判断水位である 27.90mに到達した場合 2 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 27.61mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 ①黒松内川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準に到達する場合 ②黒松内川上流で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において12時間累加雨量が80mm以上、または記録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	●1区の一部 ●8区、黒松内公住 ●旭野地区の一部 ●西沢地区の一部
警戒レベル4 避難指示	1 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 28.15mに到達した場合 2 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が避難判断水位である 27.90mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 ①黒松内川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準を大きく超過する場合 ②黒松内川上流で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において24時間累加雨量が140mm以上、または記録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 28.15mを越え、堤防天端高である29.03mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)	

- 避難情報の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。この際、黒松内川上流域(長万部町二股)の雨量情報に注意する。
- 洪水警報発令等発令基準となる流域雨量指数一覧

	朱太川流域	熱那川流域	黒松内川流域
洪水警報発令	32.4	14.1	14.2

内水氾濫地域に対する避難情報

<ul style="list-style-type: none"> ・特に市街地における内水氾濫については、洪水浸水深0.5mに到達する勢いの場合に避難指示を発令することを基本とし、雨量情報等をあわせて活用する。大雨警報(浸水害)の危険度分布は高齢者等避難の発令の判断材料とすることも考えられる。 ・浸水が発生した場合や、重大な被害が生じる恐れが想定される場合等は、緊急安全確保を発令する。 <p>※下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、早い段階から台風情報や気象警報等を活用して防災態勢(市内巡察・排水準備・避難所指定及び開設予令)を備えておく。</p>
--

5 避難情報解除の判断基準

避難情報の解除については、水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著で上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

6 避難情報の伝達方法

避難指示等避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
総務課	防災行政無線(同報系)		住民
企画環境課	ホームページ		PCユーザー等
総務課	広報車		住民等(巡回ルートは概ね国道・道道)
黒松内 消防支署	消防車		住民等(巡回ルートは消防計画)
	電話又はFAX		消防団
保健福祉課	電話又はFAX		要配慮者利用施設(※)
教育委員会	電話又はFAX		学校等
総務課	電話		後志総合振興局地域創生部危機対策室 小樽開発建設部 札幌管区气象台 寿都警察署 陸上自衛隊第28普通科連隊第2科

※ 要配慮者利用施設に対して、高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援(避難所開設)を始めるべきであることも併せて伝達する。

7 防災情報の5段階レベル化(政府・中央防災会議) ※2021年5月修正

警戒レベル	行政からの情報		住民に求める行動
	自治体	気象庁	
5	緊急安全確保	特別警報	身を守る最善の行動
4	避難指示	警報	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難		・危険な場所から、高齢者等は避難 ・その他は、避難行動準備
2	(・避難所開設状況) ・気象情報提供	注意報	避難行動(避難所・経路・持出品等)の確認
1	・河川水位情報提供	早期注意情報	最新の気象情報に注意 (心構えを高める。)

★警戒レベル1及び2は気象庁が、警戒レベル3～5は自治体が、それぞれ発表する。ただし、警報・特別警報については、「〇〇地方に、レベル3に相当する大雨警報が発令されました。」のように気象庁が発表する。(本町では、避難情報を1段階早めに発表する。)

8 避難勧告等の伝達文

(1) 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難発令（繰り返し）
- こちらは、ぼうさいくろまつないです。
- 〇〇地区に〇〇川に関する警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- お年寄りや、体の不自由な方、小さな子供がいる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難を開始してください。
- 川沿いにお住まいの方は、避難を開始してください。
- それ以外の方は、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

(2) 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例 1

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令（繰り返し）
- こちらは、ぼうさいくろまつないです。
- 〇〇地区に〇〇川に関する警戒レベル4 避難指示を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 対象地区の住民のみなさんは、全員速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

(3) 警戒レベル4 避難指示の伝達文の例 2

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令（繰り返し）
- こちらは、ぼうさいくろまつないです。
- 〇〇地区に〇〇川に関する警戒レベル4 避難指示を発令しました。
- 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

(4) 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生警戒レベル5、命を守る最善の行動を取ってください（繰り返し）
- こちらは、ぼうさいくろまつないです。
- 〇〇地区に〇〇川に関する警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
- 〇〇地区で〇〇川の堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
- (※注 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。)

(5) 緊急速報メールの文例 (避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合)

黒松内町：避難指示
 ●●/●● ●●：●● (月日及び時間)
 地区：●●地区
 避難場所：●●小学校、●●会館
 理由：●●川氾濫のおそれ
 備考：●●地域の●●地区にお住まいの方は、速やかに避難を開始してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

資 料

○水位観測所一覧

1 通常水位計

水 系	河川名	観測機器設置位置	平 常	水防団 待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防天端高
朱太川水系	朱太川	緑橋(市街地)	20.72	22.01	22.89	23.26	23.86	25.20
		実橋(河口付近)	1.32	2.60	3.85	4.34	4.68	6.00
	黒松内川	旭野橋	25.80	26.93	27.61	27.90	28.15	29.03

(単位：m)

2 危機管理型水位計

水 系	河川名	観測機器設置位置	平 常	観測開始水位	危険水位	氾濫開始水位
朱太川水系	中の川	下中の川橋欄干	-2.42	-1.53	-0.60	0.00
	熱郭川	熱郭橋欄干	-2.48	-1.65	-0.60	0.00
	添別川	目名新橋欄干	-2.57	-1.38	-0.60	0.00
	オサナイ川	小山内橋欄干	-1.52	-0.88	-0.60	0.00
	五十嵐川	五十嵐川樋門	-3.23	-2.01	-0.60	0.00
	ウェンベツ川	ウェンベツ橋欄干	-1.96	-1.05	-0.60	0.00

(単位：m)

○主要雨量観測所一覧

場所	黒松内町	黒松内町	上大成	東 川	目名峠
管理	气象台	小樽開発建設部	室蘭開発建設部	小樽建設管理部	小樽開発建設部
住所	字黒松内433-2	字熱郭107番地	字東栄719-2	字大成44-30	字白井川国道5号
備考	AMeDAS(アマダス)				

○情報収集・対応協力等を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	内 容
札幌管区气象台予報課（気象全般） 【TEL：011-611-4435】	・気象に関すること。
札幌管区气象台予報課（地震） 【TEL：011-621-4320】	・地震に関すること。
道開発局 小樽開発建設部防災係 【TEL：0134-23-5136】	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川施設に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 小樽建設管理部用地管理室維持管理課 【TEL：0134-25-2195】	<ul style="list-style-type: none"> ・道管理河川施設に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
後志総合振興局 地域創生部危機対策室 【TEL：0136-23-1345】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。